

(平成23年6月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認佐賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年2月から48年1月まで
② 昭和48年3月

昭和48年10月、郷里であるA町に戻ってきたとき、父が、A町役場で私の国民年金の加入手続を行い、過去の未納分の国民年金保険料を郵便局で納付してくれたと聞いている。

申立期間が国民年金保険料の未納期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金被保険者台帳管理簿における申立人の同記号番号の直前の任意加入被保険者の加入年月日から昭和48年12月に払い出されたことが推認でき、同手帳記号番号の払出時点において、申立期間①及び②は国民年金保険料の過年度納付が可能な期間である。

また、申立期間②については、特殊台帳及びA町の被保険者名簿により、当該期間直前の昭和48年2月分の保険料については特例納付され、さらに、当該期間直後の同年4月から同年12月までの保険料は過年度納付されていることが確認できることから、申立期間②の国民年金保険料のみが納付されなかったとは考え難い。

一方、申立期間①については、特殊台帳及びA町の被保険者名簿において、保険料未納の記録で一致している上、申立人は、申立期間①の国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付したとされる申立人の父親からは、納付したとする保険料額等の具体的な供述を得ることができないことから申立期間①の保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の父親が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 48 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年11月から平成3年3月までの期間及び同年5月から4年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年11月から平成3年3月まで
② 平成3年5月から4年3月まで

昭和63年11月頃、両親がA市役所で国民年金の加入手続を行ってくれ、私は国民年金に加入した。

申立期間①の国民年金保険料は父が一括で納付し、申立期間②の国民年金保険料は地区の納付組織の集金により、父が自身と母、そして私の保険料と一緒に納付していたが、両親の保険料は申立期間において納付済みになっているにもかかわらず、私の保険料は未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、オンライン記録により平成2年10月頃に払い出されていることが推認でき、これ以前に申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、申立期間①の国民年金保険料については、申立人の父親が一括で過年度納付したことを父親から聞いたことがあり、さらに、申立期間②の国民年金保険料については、保険料を父親に渡していたので、申立人の父親が自身及びその妻の分と一緒に申立人の保険料も納付組織を通じて納付していたと供述しているものの、申立人は申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金保険料を納付していたとされる申立人の父親は既に死亡しているため、申立期間の保険料の納付状況等が不明である。

加えて、申立期間は40か月と長期間であり、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も

見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から53年3月まで
昭和49年4月、A区役所で国民年金の加入手続を行った。
国民年金保険料は、A区役所から送付された納付書により、同区役所窓口及び郵便局窓口で納付していた。
申立期間が国民年金保険料の未納期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金被保険者台帳管理簿により、昭和54年3月にB市において払い出されたことが確認でき、これ以前に申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号払出時点において、申立期間のうち、昭和49年4月から51年12月までの期間の国民年金保険料は、時効により納付できない期間である上、申立期間のうち52年1月から53年3月までの期間の保険料については、過年度納付が可能であるが、申立人は、保険料を遡って納付したとは申し立てていない。

さらに、申立期間は、48か月と長期間であり、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。